



平成 22 年 2 月 17 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

行財政構造改革審議会会長 平松 一夫

行財政構造改革の推進について（意見）

平成 21 年 12 月 28 日付け諮問第 100 号及び平成 22 年 2 月 13 日付け諮問第 122 号で諮問のあった「平成 22 年度予算編成について」及び「行財政構造改革推進方策の変更の案について」に関し、別添のとおり意見を提出します。



行財政構造改革の推進について（意見）

平成 22 年 2 月 17 日

1 兵庫県政をめぐる課題について

社会や環境が大きく変化する今こそ、安全安心の基盤の上に、県民一人ひとりが夢と希望を持って暮らせる質の高い社会を築いていかなければならない。

直面する県政課題に対する現在の真摯な努力が将来の安定につながる。兵庫の未来を見据え、県民の負託に的確に応えられるよう、行財政構造改革推進方策(以下「新行革プラン」という。)の確実な実行とフォローアップを行い、持続可能な行財政構造を確立していく必要がある。

( 1 ) 危機管理の徹底と安全安心の基盤づくり

台風 9 号の教訓を踏まえ、治山砂防や河川改修などの防災対策、「まもる」を社会資本整備の最重点に置くとともに、東南海・南海地震への備えなど、危機管理体制を確立する必要がある。

また、人口減少を控え、子育て環境を整備するとともに、将来にわたり安心して暮らせる社会づくり、女性や高齢者をはじめ、誰もが個性と能力を發揮し生き生きと暮らす社会づくりを進めなければならない。

( 2 ) 景気の早期回復と雇用の安定

資金繰り対策や緊急雇用対策はもとより、公共事業や中小企業への投資促進支援など、有効需要の創出に努めながら、景気の早期回復と雇用の安定を図る必要がある。

( 3 ) 地域の活力再生

過疎化が進む小規模集落や活気の失われた商店街など、地域の再生をめざす人々のさまざまな活動を応援し、地域を元気にしていく必要がある。

( 4 ) 環境優先社会への転換

低炭素社会の実現に向け、太陽光、風力などグリーンエネルギーの利用拡大を図るとともに、多様で豊かな自然環境を次世代に継承していくため、リサイクルの推進など、地域からの取組みを進めていく必要がある。

( 5 ) 分権社会の構築と兵庫の自立

国から地方への権限・財源移譲、市町との役割分担の見直し、関西広域連合の設立等、兵庫の自立に向けた改革を着実に進め、分権社会を先導する行政システムを確立していかなければならない。

## 2 国の平成 22 年度予算について

### ( 1 ) 国予算

#### 危機的な財政事情

平成 22 年度の国予算については、国税収入が対前年度比 18.9%減となる 37 兆 3,960 億円と大きく減少する一方、国債発行は対前年度比 33.0%増となる 44 兆 3,030 億円となっている。公債依存度は前年度から 10.4 ポイント増となる 48.0%に上昇し、平成 21 年度末の国の長期債務残高は約 700 兆円にのぼる見通しである。

また、一時的な財源対策である特別会計の積立金・剰余金の活用等の税外収入 10.6 兆円に依存するなど、極めて厳しい財政状況となっている。

#### 公共事業関係経費の見直し

景気の回復に向け、デフレギャップを解消していくためには、さらなる実需要喚起対策が必要であるにもかかわらず、公共事業関係費が対前年度比 18.3%減となる 5 兆 7,731 億円に削減されている。

#### 直轄事業負担金

直轄事業負担金のうち維持管理分について、平成 23 年度で全廃する方針が示された。しかしながら、整備に係る地元負担分も含めた直轄負担金制度全廃に向けた明確な行程は示されていない。

### ( 2 ) 地方財政対策

地方交付税については、平成 22 年度までの措置とされていた地域雇用創出推進費 (0.5 兆円) が廃止されたが、地域活性化・雇用等臨時特例費 (約 1 兆円) が創設され、実質的には 0.5 兆円の別枠加算となっている。

しかし、結果として投資単独事業は 15%の減少となり、地方財政対策においてもデフレギャップ対策が行われていない。

大幅な地方税の減収に伴う地方交付税の補てん措置により臨時財政対策債が大量発行されている。今後の地方交付税において、その償還分も含めた総額確保が懸念されるものの、平成 22 年度としては、財源不足額 18.2 兆円とあわせ、過去最高の 24.6 兆円となっている。

この措置は、地方財政の厳しい状況を踏まえたものと考えられるが、三位一体の改革で削減された地方交付税の復元には至っていない。

## 3 兵庫県の平成 22 年度当初予算について

### ( 1 ) 歳 入

#### 一般財源収入

景気悪化の影響から県税は 522 億円減となり、地方法人特別譲与税を加え

た総計でも 322 億円の減収と見込まれている。

一方、地方交付税については、臨時財政対策債を含めて平成 21 年度算定額に比し、811 億円の増が見込まれている。収減に対する補てん措置として、21 年度算定対比で 496 億円の増が見込まれるとともに、雇用対策・地域資源活用臨時特例費（60 億円）の創設や、社会福祉関係経費等の増への対応（21 年度算定対比 255 億円増）などにより 315 億円の増が見込まれている。この結果、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税で前年度当初計上額から 670 億円増の 4,955 億円となっている。県税と地方交付税等をあわせた一般財源収入は対前年度比で +3.3%、351 億円増の 1 兆 1,147 億円となっている。

#### 県債発行額

投資事業が対前年度比で 92%の水準に抑制されたことに伴い、投資的経費に充当する通常債が、前年度より 126 億円減となっている。

また、財源対策として発行する退職手当債、行政改革推進債は、新行革プランにおける財政フレームの範囲内で、退職手当債を 250 億円、行政改革推進債を 250 億円発行することとしており、県債全体では、前年度を 306 億円下回る 1,493 億円となっている。

## (2) 歳 出

### 人件費

職員給等については、前年度から 119 億円減となっており、平成 21 年人事委員会勧告の反映や定員の見直し等が進められている。

### 行政経費

一般行政経費は、一般財源ベースで対前年度比 94%と、新行革プランの 97%を上回る削減を行い 26 億円縮減したことに加え、新行革プラン記載の 38 事業も全体で約 20 億円減となるなど、事業の見直しは着実に進められている。

この結果、社会福祉関係経費が、後期高齢者医療費や介護給付費負担金の増などにより前年度から 132 億円の増となるものの、一般財源ベースの歳出全体は、約 10 億円の減となっている。

### 投資事業

地方財政計画において公共・直轄事業が 15.7%、投資単独事業が 15%と大幅に削減されているなかで、国庫補助事業、県単独事業のそれぞれ通常事業については、全国水準を踏まえて抑制するという新行革プランの方針を継続する一方、台風 9 号災害等関連事業、耐震補強事業等の前倒し等を追加措置し、デフレギャップの解消に向けた実需要の喚起にも取り組むこととし

ている。

### (3) 収支不足額

新行革プランに基づく見直しに加え、地方交付税等が増額されたことから、収支不足額は、前年度の1,170億円から286億円改善し884億円となった。

現行の財政フレームと比較すると、一般財源ベースで歳入が100億円増、歳出が6億円減となったことで、昨年度時点で見込まれた平成22年度の要調整額50億円が解消され、さらに財源対策については財政フレームで見込んだ範囲内での対応が可能となっている。

### (4) 財政指標

プライマリーバランスは、臨時財政対策債を除く県債発行額が投資水準の見直しに伴い減となることなどにより、平成21年度の6億円から454億円に改善され、20年度から3年連続の黒字が確保される見込みとなっている。

実質公債費比率(単年度)は、行政改革推進債、退職手当債に係る公債費が増加する一方で、標準財政規模が地方交付税の増により170億円増となることから、21年度と同水準の23.1%となる。将来負担比率についても、標準財政規模の増加が主な要因で前年度に比べ4.5ポイント改善し、383.8%と見込まれている。

## 4 推進方策の変更について

### (1) 財政フレーム

#### 財政運営の基本方針

プライマリーバランスについては、平成22年度(454億円の黒字)以降も黒字を堅持・拡大していく見込みとなっている。

このほか、実質公債費比率や将来負担比率、県債残高、県債管理基金の積立不足率、経常収支比率についても、概ね、財政運営の基本方針を達成する見込みとなっている。しかし、将来負担比率については、平成19年度の震災関連除きの水準を上回っていることから、今後留意する必要がある。

#### 歳入(一般財源収入)

県税、地方交付税等について、推計の発射台を平成22年度当初予算に置き換えたうえで、23年度の経済成長率を下方修正している。24年度以降は、政府見通し等、拠るべき試算が示されていないことから、旧フレームの試算値が用いられている。

また、地方交付税では、地方財政対策で臨時加算された雇用対策・地域資源活用臨時特例費(4,500億円)分を除外して算定するなど、過大とならない

配慮がなされている。

その結果、平成 23 年度から 30 年度までの合計で、県税収入は変更前に比べ、約 4,880 億円の減となったものの、地方交付税等が約 6,300 億円増加したことなどで一般財源収入は約 1,270 億円改善している。

#### 歳 出

##### ア 人件費、行政経費等

平成 22 年度当初予算を踏まえて試算した結果、23 年度から 30 年度までの合計で、人件費が 150 億円の減、行政経費については、社会福祉関係経費の増加が見込まれるなかで、21 年度から 25 年度までの各年度 3 %削減を 22 年度において 6 %に前倒し実施したことなどの削減効果も反映されている。

人件費、行政経費等はその削減効果が累積することとなるが、今後とも給与水準や行政施策の内容に注意していく必要がある。

##### イ 投資事業

平成 23 年度以降の事業費総額について、通常事業については、国庫補助事業は、22 年度の国の配分見込みと同額とし、県単独事業は、25 年度までの間、全国平均水準との乖離を是正するために、780 億円まで段階的に削減し、26 年度以降は同額としている。

台風 9 号災害等関連事業など、別途措置する必要のある事業を着実に実施するなかで、国の公共事業の動向や、直近の他府県の投資水準を勘案し、投資水準のあり方を検討すべきである。

#### 要調整額

平成 22 年度から 30 年度までの収支不足額は 565 億円解消され、880 億円と見込まれていた要調整額は 315 億円に改善されているが、今後も引き続き国に対し地方財政対策の充実を求めるとともに、毎年度の歳入歳出改革、財政収支対策を行うことにより、要調整額の解消に取り組む必要がある。

## ( 2 ) その他の項目

### 事務事業（私立高等学校生徒授業料軽減補助）

国が公立高校の授業料を無償化するとともに、私立高校等の就学支援金を創設したことを踏まえ、授業料を対象とした県単独助成措置を上乗せし、年収 250 万円未満の世帯について県内高校の平均授業料まで、生活保護世帯については全国高校の平均授業料まで助成するなど低所得世帯に重点的に助成することとしている。今後、さらに状況に即した措置を検討するべきである。

公社等（役員報酬の見直し）

県の再任用職員との均衡を考慮し、平成 20 年度に抑制措置を講じた理事長等の常勤役員の給料をさらに見直すこととしている。今後とも適切な措置を検討すべきである。

## 5 課税自主権の活用について

県民の要請に的確に応えるため、徹底した歳出改革のもとで、課税自主権の積極的な活用が望まれる。

法人県民税超過課税

子育てと仕事の両立や勤労者の労働環境改善の事業を重点的に推進するため平成 22 年度から本格実施される法人県民税超過課税の充当事業として、収入見込みの範囲内で子育て支援施策が拡充されている。

法人事業税超過課税、県民緑税

経済・雇用再生に充てられている法人事業税超過課税、緑の保全と再生を進める県民緑税については、それぞれ平成 22 年度中に現行期間の終期を迎えるが、施策の成果と今後の必要性を検証し、その継続・対象範囲拡大について検討する必要がある。

## 6 国への要望事項について

### （1）地方税体系の構築

地域の自立を確立するためには、地方税財源の抜本的な充実が不可欠である。今後、増加が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察など県民生活に必須の行政サービスを安定的に供給するため、地方消費税の充実など、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築が求められる。

### （2）地方交付税の復元・増額

地域間格差の拡大や厳しい地方財政状況を踏まえ、安定的な財政基盤を確立するため、これまで削減されてきた地方交付税総額の復元・増額が必要である。

## 7 3年目の総点検について

### （1）総点検の実施

平成 22 年度は、新行革プランの策定から 3 年目にあたることから、組織、定員・給与、事務事業、投資事業、公的施設、県立大学、企業庁・病院局、公社等、各分野のさらなる改革推進に向け、社会経済・雇用情勢や国の政策動向など行財政環境の変化等を踏まえたゼロベースからの総点検の実施が必要である。

また、総点検の実施にあたっては、そのスケジュールや手順を具体化した上で、十分な時間を確保して見直しに取り組む必要がある。

## ( 2 ) 徹底した改革推進

県税収入の動向は依然として不透明で、地方交付税等の収入も確実なものとは言えない。本県財政が引き続き非常に厳しい状況にあることを改めて認識し、選択と集中の一層の強化やメリハリの効いた行財政運営を行うなど、さらに徹底した改革推進を要請する。

## ( 3 ) 財政フレームの再試算

国が平成 22 年前半に策定予定の中期財政フレームも踏まえ、特に経済成長率や県税収入等の適切な見積もりに留意しながら、30 年度までの財政収支見通しについて再試算を行う必要がある。